

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月並びに 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで  
② 昭和 48 年 4 月及び同年 5 月  
③ 昭和 49 年 2 月及び同年 3 月

昭和 36 年 4 月に、私の将来を心配して、父が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでは父が保険料を納付していたはずであり、申立期間①も納付しているはずだ。

また、申立期間②及び③は、私が、夫の国民年金保険料と合わせて納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ 2 か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること、及び当該期間に近接する昭和 47 年 10 月から同年 12 月までの保険料が、オンライン記録では未納とされていたものの、A 市の国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成 21 年 11 月に記録訂正されており、行政側の記録管理の不備が認められることなどを踏まえると、申立人は、当該期間についても国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦共に昭和 39 年 5 月に B 町（現在は、C 市）で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点で当該期間は時効となり、申立人の父親は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人及びその父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は当該期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月並びに49年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月並びに49年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年9月から43年2月まで  
② 昭和48年4月及び同年5月  
③ 昭和49年2月及び同年3月

私の妻は、公共料金等はきちんと納付していたので、婚姻後の国民年金保険料についても欠かさず納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、当該期間はそれぞれ2か月と短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていること、及び当該期間に近接する昭和47年8月から同年12月までの保険料が、オンライン記録では未納とされていたものの、A市の国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成21年11月に記録訂正されており、行政側の記録管理の不備が認められることなどを踏まえると、申立人の妻は、当該期間についても夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、A市の被保険者名簿では、申立人は昭和42年9月にB町（現在は、C市）からA市に転居し、43年1月に国民年金被保険者資格の再取得の届出を行っているが、同年3月にはD社へ入社し厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び厚生年金保険の加入に伴い国民年金被保険者資格の喪失の届出を行う必要があるが、同届出は44年5月に行われており、同名簿では、国民年金被保険者資格の再取得から喪失までの間に国民年金保険料が納付又は還付された形跡は見当たらないことなどから、当該期

間の保険料は納付されなかったものと推認される。

また、申立人及びその妻が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月並びに49年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、国民年金保険料は、A 市 B 区役所の集金嘱託員が、私が自営していた店に集金に来ていたので、その時に納付していた。もし国民年金保険料に未納期間があれば集金嘱託員が必ず気付き、未納期間分の保険料も集金しているはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間当時、A 市においては、集金嘱託員による国民年金保険料の戸別徴収を行っており、申立人の供述と符合し、申立人は昭和 49 年 9 月に国民年金の加入手続を行って以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された「52 年分の所得税の確定申告書」(写)の社会保険料控除欄に記載された金額は、昭和 52 年の国民年金保険料額と一致している上、申立期間当時において申立人に転居等の生活環境に大きな変化は見受けられないことから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成元年4月及び同年5月は17万円、同年6月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間は、A事業所に勤務していた期間であり、申立期間の給料台帳を提出するので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した平成元年4月から同年6月までの期間に係る給料台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成元年4月及び同年5月

は17万円、同年6月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が提出した「健康保険厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」において確認できる事業主が届け出た報酬月額が、上記給料台帳の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していない上、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除についての誤りを認めていることから判断すると、事業主は上記の給料台帳から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年8月を36万円、15年8月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から同年9月1日まで  
② 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額で記録されているので、申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料の控除額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間に係る給与支給明細書並びにB社の経理及び社会保険関係事務を統括しているとするC社が保管する平成13年から15年までの期間に係る賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、13年8月は36万円、15年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保

除料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書及び賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年8月1日までの期間については、当該期間の給与支給明細書及び賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28万円）よりも高額であるものの、前述の給与支給明細書及び賃金台帳に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所（実際の勤務先は、A社C出張所D営業所）における資格喪失日に係る記録及び同社E支店（実際の勤務先は、A社F支店G営業所）の資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、同年9月は5万6,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間のうち、昭和43年9月30日から同年10月1日までの期間については、履行していないと認められ、同年10月1日から同年11月1日までの期間については、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年8月31日まで  
② 昭和43年9月30日から同年11月1日まで

昭和26年4月から同年8月までの期間は、H社のI営業所で勤務していた。また、昭和26年9月にA社に入社し、63年3月に同社を定年退職するまでの37年間において、同社に継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、申立期間において勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録、B社の回答、申立人が所持するA社に係る在籍証明書、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社C出張所D営業所から同社F支店G営業所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所に

おける昭和 43 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年 9 月は 5 万 6,000 円、及び同社 E 支店における同年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同年 10 月は 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②のうち、昭和 43 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、事業主は、当時の資料は保存されておらず不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 9 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、申立人が所持する H 社 I 出張所の所在する建物前で撮影したとする写真及び申立人が名前を挙げた高等学校時代の同級生の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、H 社 I 出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、高等学校卒業後の昭和 26 年 4 月から H 社 I 出張所に勤務したと申し立てているところ、同社 I 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社 I 出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、同年 8 月 1 日であることが確認でき、申立期間①のうち、同年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、H 社（本社）及び同社 I 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、いずれの被保険者名簿においても、申立期間①における健康保険番号の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、前述のH社（本社）及び同社 I 出張所に係る被保険者名簿によれば、同社（本社）及び同社 I 出張所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の各事業主及び両被保険者名簿により申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者についての所在を確認することができず、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険への加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（9万2,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月21日から49年10月1日まで

昭和48年8月21日にA社（現在は、B社）C工場から同社本社に異動したが、「ねんきん定期便」により確認したところ、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間直前の標準報酬月額より著しく低く記録されており、実際の給与額と相違していることが分かった。申立期間における標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D厚生年金基金は、平成16年4月1日に代行返上の認可を受け、確定給付企業年金へ移行しているところ、この移行時期前において、当該基金は、A社が保管する、D厚生年金基金から国の所管局に提出した「代行返上・不突合データの件（確認お願い）」（平成15年9月22日付け）により、申立人の申立期間における標準給与月額を9万2,000円と記録していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時、6枚複写の届出用紙により、社会保険事務所、D厚生年金基金及びE健康保険組合のそれぞれに同じ内容の届出を行っていたものと思われる。」旨を回答していることから判断すると、D厚生年金基金に提出されたものと同じのものが社会保険事務所に届け出られたことがうかがえるところ、昭和45年10月1日に当該基金が設立された以降の期間において、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と同基金の標準給与月額の記録は、申立期間を除き、全て一致していることが確認できる。

さらに、申立期間直前に勤務していたとするA社C工場に係る健康保険厚生

年金保険被保険者名簿によれば、申立人の昭和 48 年 7 月の標準報酬月額は、9 万 2,000 円と記録されているところ、申立事業所である同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の同年 8 月 21 日の資格取得時の標準報酬月額は、5 万 2,000 円と大幅に低く記録されている一方、申立期間直後の 49 年 10 月 1 日の定時決定時には、14 万 2,000 円として、資格取得時の標準報酬月額に比べて大幅に引き上げられていることが確認できる上、前述の申立事業所である同社本社に係る被保険者名簿における申立期間及びその前後の期間に係る申立人の同僚の標準報酬月額の推移を確認したところ、申立人と同様に標準報酬月額について大幅な引下げや引上げが行われている記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については 9 万 2,000 円に訂正することが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

A社に勤務していた申立期間における標準賞与額に係る記録が確認できない。平成 15 年 8 月 25 日に支給された夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間における標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の標準賞与額については、申立人が提出した平成 15 年夏季賞与明細書等から判断すると、15 年 8 月 25 日に申立人に対し 70 万円の賞与が支払われ、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、70 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和28年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月14日から25年1月1日まで  
② 昭和26年12月31日から28年9月1日まで

A病院に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B病院が提出した「退職手当算出調書」、申立人が提出したB病院創立50周年記念誌に記載された「退職者名簿」及び申立人のA病院に係る雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人が申立期間②についても申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人が在職中に退職したとして名前を挙げた上司について、申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及びB病院が「申立人は申立期間②においても継続して厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。」と回答していることなどから判断すると、申立人は申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

一方、前述の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人を含む多数の者が昭和25年1月1日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者

の資格を取得していることが確認できるものの、当該被保険者記録を確認できる申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できない。このことについて、日本年金機構C事務センターは、「D社会保険事務所（当時）の火災により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿は焼失しており、当時、可能な範囲で復元したとされているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できない理由等は不明である。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間②において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 28 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和 26 年 11 月の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の記録、及び 28 年 9 月における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 申立期間①について、B病院が提出した「退職手当算出調書」、及び申立人が提出したB病院創立 50 周年記念誌に記載された「退職者名簿」等から判断すると、申立人がA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証に記載されて

いる資格取得日は昭和 25 年 1 月 1 日となっているほか、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳においても厚生年金保険被保険者資格の取得日は同日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人が名前を挙げた上司及び同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも、申立人と同日の昭和 25 年 1 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 10 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 11 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

A社B工場に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場については、事業所検索簿に記載は無く、健康保険厚生年金保険被保険者名簿も存在しないものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄に「A社B工場」と記載されている厚生年金保険の被保険者が多数確認できるところ、年金事務所は、「C県庁の火災により、当時の厚生年金保険に係る台帳は焼失している。厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には被保険者名や資格取得日等の欄に多くの空欄が見受けられるが、当該払出簿等の記録から、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと考えられる。」と回答している上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、昭和 18 年 11 月 1 日に申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得している者及び 20 年 12 月 25 日に同資格を喪失している者が確認できることから判断すると、申立事業

所は、少なくとも、申立期間を含む18年11月1日から20年12月25日までの期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと認められる。

また、申立人が所持していた履歴書により、申立人はD市役所に勤務した後、昭和18年11月1日から20年9月30日までの期間においてA社B工場建設事務所工務担当課に勤務していた旨記載されていることが確認できるところ、A社が提出した当時の「退職者名簿」において、所属が「B」と記載されている8人のうち、申立人と同姓同名の者に係る名前が確認できるほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私が入社した際に所属した工務担当課に、工事主任をしていた申立人と思われるE姓の職員が勤務しており、私が退職した後も勤務していたので、申立事業所の開設当初から終戦後の残務整理までの期間において勤務していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、A社は、「申立期間とB工場の設立時期及び閉鎖時期はおおむね一致している。『退職者名簿』に記載されている者は職員であり、当時、職員であれば厚生年金保険に加入していたものと思われる。」と回答している上、前述の同僚は、「職員であれば、厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているほか、厚生年金保険被保険者台帳から、申立期間当時、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時、私は社会保険事務を担当していたが、全ての正社員である職員について厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し

行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は20年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から3年9月21日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年9月21日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額と「ねんきん定期便」に記載された保険料額が異なっているので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成2年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から3年9月21日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額

を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成2年10月及び同年12月から3年8月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 9 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A病院から同病院の関連病院であるC病院に異動した際の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和 51 年 8 月分の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 51 年 8 月分の給与明細書及びB病院の回答等から判断すると、申立人がA病院及び同病院の関連病院に継続して勤務し（昭和 51 年 9 月 1 日にA病院からC病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和 51 年 8 月分の給与明細書及び申立人のA病院における同年 7 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務手続における誤りを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成6年10月を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月1日から6年1月1日まで  
② 平成6年1月5日から10年9月21日まで  
③ 平成12年9月1日から20年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①並びにB社に勤務していた申立期間②及び③の標準報酬月額が、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額よりも低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成6年10月の標準報酬月額については、B社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを

踏まえ、申立人から提出された申立事業所の同年 11 月の給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、根拠となる資料を保管しておらず不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①及び②のうち、平成 6 年 1 月から同年 9 月までの期間及び同年 11 月から 10 年 8 月までの期間、並びに申立期間③のうち、12 年 9 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、A 社及び同社の関連事業所である B 社に係る厚生年金保険料の控除が翌月控除であったことが認められることを踏まえ、申立人の所持する A 社に係る元年 3 月から 6 年 1 月までの期間、並びに B 社に係る同年 2 月から同年 10 月までの期間、同年 12 月から 10 年 9 月までの期間、及び 12 年 10 月から 19 年 9 月までの期間の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

他方、申立期間③のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額については、B 社は、22 年 7 月 5 日に申立人に係る 19 年、20 年及び 21 年分の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しており、オンライン記録において、当該算定基礎届に基づき、申立期間③のうち 19 年 9 月から 20 年 5 月までの期間について、22 年 7 月 6 日付けで標準報酬月額を 26 万円から 44 万円へ訂正処理されていることが確認できるとともに、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該訂正処理後の標準報酬月額（44 万円）は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされていることが確認できるところ、申立人が提出した当該期間の給与明細書及び B 社が提出した当該期間の賃金台帳により、申立人の給与から控除された保険料に相当する標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（26 万円）と一致することが確認できることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年12月8日に厚生年金保険の第1種被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年5月4日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和3年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和20年12月頃から23年5月4日まで

A社本社役員の推薦により、昭和20年12月頃から、同社B事業所で勤務を開始した。申立期間において、同社B事業所で勤務したことは、その後勤務したC県において作成された職員調書にも記載されている。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、昭和20年12月8日付けで、A社B事業所における、申立人と名前の漢字表記が一部相違し、生年月日が同一である被保険者に係る厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できるところ、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時、申立人と同じ業務に従事していた。」と供述し、申立人も、同じ業務に従事していたとして当該同僚の名字を記憶していることなどから判断すると、当該厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

さらに、当該記号番号には、D社会保険事務所（当時）火災に伴う、厚生

年金保険の被保険者記録として確認されていないことを示す事故番号が付番されていることが確認できる。

加えて、前記の同僚について、申立人と同様に、前述の払出簿において、厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できるところ、当該同僚の同記号番号には、前述の事故番号の付番は無く、厚生年金保険の被保険者記録として確認されたことを示す「済」と押印されている。

一方、D社会保険事務所は火災により被災し、現存するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、焼失したものを復元したものであると推認されるが、当該被保険者名簿には、記録の欠落が多く見られる上、前述の払出簿に氏名及び生年月日の記載はあるものの、厚生年金保険の被保険者記録が無く、「事故分」として取り扱われている被保険者が多数存在することなどから、当該復元された同事業所の被保険者名簿については、完全なものではなかったと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続して勤務していた事実が推認できること、本件申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、その推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は申立人が昭和20年12月8日にA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は23年5月4日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、当該被保険者名簿及び被保険者名簿以外の被保険者に関する記録等が焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事実を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月22日及び16年7月23日は18万円、19年12月21日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日  
② 平成16年7月23日  
③ 平成19年12月21日

申立期間において、A社に勤務し、賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書及びA社が提出した賞与支払明細書(控)により、申立人は、申立期間①及び②については18万円、申立期間③については19万円の賞与の支給を受け、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支払明細書及び賞与支払明細書(控)により確認できる賞与総支給額及び控除保険料額から、平成15年12月22日及び16年7月23日は18万円、19年12月21日

は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によれば、各申立期間を除く、平成15年7月期から20年7月期までの8回の標準賞与額に係る申立人の記録が確認できるなか、A社は、「申立期間において、支給した賞与から厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の提出については、平成19年12月21日分は届出を行っておらず、15年12月22日及び16年7月23日分については、資料が無く不明である。」と回答しているが、申立期間に係る賞与支払届について、事業主からの提出を受けていながら、社会保険事務所（当時）がこれを記録しないとは考え難く、19年12月21日分の賞与支払届については事業主が届出を行っていなかったことを認めていることなどから判断すると、15年12月22日及び16年7月23日分の賞与支払届についても当該事業所からの届出があったと推認することはできず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和30年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月9日から31年8月1日まで

A社B出張所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和30年10月にA社C出張所が廃止され、新たに開設された同社B出張所に異動し継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C出張所及び同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚については、申立期間を含め雇用保険の被保険者記録が継続していることが確認できること、並びに申立人及び同僚が同社C出張所の廃止に伴い一緒に同社B出張所に異動したと供述している同僚については、A社の親会社であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間においても厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できることなどから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年10月9日にA社C出張所から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所における昭和31年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、7,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿等によれば、A社C出張所は昭和30年10月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、同社B出張所は、31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間においては両事業所とも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

しかしながら、前述の被保険者名簿により、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和31年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している11人のうち、申立人及び同僚が同社C出張所から同社B出張所に異動したとして名前を挙げた者が申立人を含め7人確認できるところ、複数の同僚は、「私や申立人を含め、A社C出張所に勤務していた従業員は、同社C出張所の廃止に伴い、同社B出張所に異動し継続して勤務した。」と供述していることから判断すると、A社B出張所には、申立期間において少なくとも7人の従業員が引き続き勤務していたことが推認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件である「常時5人以上の従業員を使用するもの」を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 17 年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 18 年 3 月までは 22 万円に修正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 8 日から 18 年 4 月 1 日まで

A 事業所に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているの  
で、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 4 月 1 日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 17 年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月から 18 年 3 月までは 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る事務手続の誤りを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 8 月 8 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

平成2年3月31日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。私が所持している給料支払明細書により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書によれば、申立人が同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和63年8月の給料支払明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、当該事業所では、厚生年金保険料を当月控除方式により控除していたものと認められる。

また、平成2年3月分の当該給料支払明細書により、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できるとともに、同年3月の労働日数は「27日」、「3月1日－3月31日」と記載されていることが確認できること、及び当時申立事業所において社会保険事務を担当していたとして申立人が名前を挙げ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、申立人は同年3月までの期間において当該事業所に在籍しており、退職日は末日であったと記憶していると供述していることなどから判断すると、申立人が当該事業所に同年3月31日までの

期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成2年3月分の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から判断すると、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、申立事業所は平成20年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、当時の事業主に代わり回答した事業主の子は、「当時の資料は保管されておらず、全て不明である。」と回答しているものの、事業主が2年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年12月26日は13万9,000円、19年12月21日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月26日  
② 平成19年12月21日

平成18年12月26日及び19年12月21日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成18年12月分及び19年12月分の賞与支給明細書並びにA社が保管する18年12月分及び19年12月分の賞与支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間①については15万円、申立期間②については13万円の賞与の支給を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険料及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び賞与支給控除項目一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、平成18年12月26日は13万9,000円、19年12月21日

は11万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を行っていないと回答し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、事業主は、前述の賞与支給明細書及び賞与支給控除項目一覧表により確認できる賞与総支給額について、社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該賞与総支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 45 年 3 月まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていたので、同記録に納付できないとして、日本年金機構に記録の訂正を求めたが、納付の確認ができない旨の回答があった。

年金の受給手続を行う際に再度国民年金の加入期間の確認を年金事務所に依頼したが、やはり申立期間における納付の記録が確認できないとのことであった。

私の国民年金保険料の未納分については、昭和 43 年から 51 年までの期間、A 町（現在は、B 市 A 支所）の助役として勤務していた私の父が、45 年又は 46 年頃、年金納付特例措置（特例納付）により一括して同町役場で納付したことを父から聞かされていた。

父は、昭和 52 年\*月に他界しており、納付したことを証明できる資料は何も無いが、調査の上、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年又は 46 年頃、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を A 町役場において一括納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、45 年 7 月 21 日に払い出されたことが確認でき、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該払出時期は、第 1 回目の特例納付の実施時期であることから、申立期間のうち、41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間は特例納付により、及び同年 4 月から 45 年 3 月までの期間は過年度納付により国民年金保険料を一括納付することは可能とも考えられる。

しかしながら、当時の領収済通知書の控えの全てを保管しているとする年金事務所に照会したところ、申立人に係る申立期間の領収済通知書は確認できない上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を一括納付したとするA町役場においては、現年度納付以外の国民年金保険料の収納事務は行っておらず、B市役所に確認したところ、申立期間当時、A町役場職員が現年度納付以外の国民年金保険料を一旦預かり、後に被保険者に代わって社会保険事務所（当時）で納付又は金融機関で払込みを行う取扱いもしていなかったと回答している。

また、特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料が特例納付された事跡は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しており、その加入状況や保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2253（事案 79 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 48 年 3 月まで  
私は、中学校を卒業後、個人経営の店に就職し国民年金に加入していた。当時、私の国民年金の加入手続は同居していた母が行い、国民年金保険料も母が納付していたものと思っている。母は、既に死亡しており、当時の国民年金手帳などの資料や記録は何も残っていない。

しかし、母は、私の姉妹にも年金を払っていないと将来自分が困ると言っており、母自身も国民年金保険料をきちんと納付して年金を受給していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、当該通知に納得できない。

今回、再申立てを行うに当たって、新たな証拠資料等はないが、母が申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとされる申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 48 年 8 月であることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の

訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料及び事情が得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、私が住んでいた地区は、納付組合に加入していて、毎月、集会所で国民年金保険料の集金が行われており、その時に勧められて国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料については、それ以前の期間と同様に義父及び夫が毎月、集会場に納付していたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、申立期間当初の昭和 59 年 4 月 5 日に国民年金任意加入被保険者の資格を喪失し、申立期間直後の 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者資格を取得していることが確認され、この間に申立人が国民年金に任意加入した事跡及び申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間については国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の義父及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 3 月にA社B工場を退職し、夫と結婚した。国民年金の加入は結婚後すぐに行った。

当時、夫の両親と同居しており、夫の両親が家族 4 人分の国民年金保険料を納税組合の集金により納めていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 4 月に夫婦連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点で、申立期間のうち 48 年 3 月から同年 12 月までの期間は、時効によって国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、申立人の夫の両親が納税組合を通じて集金日に納付していたと供述しているところ、国民年金手帳記号番号の払出時期から見れば、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、納税組合を通じて納付することはできない上、申立人の夫についても、申立期間の保険料は未納とされていることを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の夫の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 50 年 11 月まで国民年金に加入していなかったが、A 町（現在は、B 市）から、国民年金の加入勧奨があり、国民年金に加入した。その際に 20 歳到達時まで遡って国民年金の保険料を納付できると言われたので、未納になっている期間を一括納付した。一括納付した国民年金保険料額は、10 万数千円だったと思う。

役場の指示通りに保険料を納付したのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月に払い出されており、特殊台帳によると、申立人は同年 12 月に、40 年 12 月から申立期間直前の 48 年 3 月までの期間を第 2 回の特例納付によって納付し、申立期間直後の同年 10 月から 50 年 9 月までを遡って納付していることが確認できるところ、制度上、第 2 回の特例納付によって納付することができる期間は 48 年 3 月以前の期間とされていること、及び遡って納付できる期間は納期限から 2 年間とされていることから、申立人が 50 年 12 月に納付した期間は、制度上納付することが可能な上記の期間に合致し、申立期間については、特例納付及び過年度納付のいずれによっても納付することができない期間のため、未納期間になったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付は、平成9年5月以降は、経済的に納付するのが難しくなったが、それまでは、遅れることはあっても毎月、郵便局の窓口で確実に納付しているはずだ。領収書は保管していたが、結婚して実家を出るときに紛失した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の平成8年4月から同年11月までの保険料は、ほぼ毎月納付されていることが確認できるものの、申立期間直前の同年12月の保険料は当該年度の末月となる9年3月に納付され、申立期間直後の9年4月の保険料は納期限を過ぎた同年7月に納付されるなど、8年12月以降の保険料は納期限内での納付が行われていないことが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料は毎月1か月分を納付し、数か月分の保険料を一括で納付したことは無いと供述していることから、申立期間の保険料の一部は過年度納付の対象になったと推認されるところ、申立人はA市役所から送付された納付書のみで保険料を納付していたと供述しているが市区町村役場では過年度納付ができないこと、及び申立期間後においては、納期限を過ぎた保険料の納付が1か月行われた後は未納又は免除の期間が5年以上続いていることなどを踏まえると、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 44 年 6 月までの期間及び 46 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 43 年 4 月から 44 年 6 月まで  
③ 昭和 46 年 4 月

昭和 36 年 4 月に国民年金に加入した当初から、国民年金保険料が免除されていたが、国民年金を満額受給するために、47 年 4 月頃から 10 年間にわたり、免除されていた期間について全て追納した。

申立期間が免除のままとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 10 日にその夫と連番で払い出されており、オンライン記録では、国民年金保険料の免除、納付等の記録は夫婦共合致していることから、保険料の納付行動は夫婦同一であったと推認されるところ、申立人と同様にその夫についても申立期間の全てが免除期間とされている。

また、申立人は、昭和 47 年 4 月頃から 10 年間にわたり、免除期間の国民年金保険料を追納したと供述しているものの、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和 36 年度から 48 年度まで保険料の免除申請を行っており、免除期間中であるにもかかわらず過去の免除期間の追納を行ったとは考え難い。

さらに、免除されていた国民年金保険料を追納できる時期は、免除から 10 年以内とされているところ、特殊台帳及び前述の被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 7 月に、この時点で追納することが可能な申立期間②直後の 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間を追納していること、及び 54 年 7 月から

57年5月まで5回にわたり追納していることから、申立人が追納を始めた時期は54年7月からと推認され、この時点で申立期間①及び②は時効のため追納することができなかったものと考えられる上、申立期間③についても同様に、当該期間直前の45年4月から46年3月までの期間を54年7月に追納した後、当該期間直後の46年5月から47年4月までの期間を56年5月に追納していることから、同年同月時点で当該期間は時効となり、追納することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 10 月に結婚したときに、夫から国民年金に加入するように勧められて、すぐに加入手続を行い、国民年金保険料は遡って納付できると聞いて、すぐに保険料を納付した。夫の国民年金保険料についても加入直後の6か月間が未納になっていることが最近分かったが、領収書が国民年金手帳に残っていたので、年金事務所で国民年金保険料の納付記録を訂正してもらった。

私は領収書を所持していないが、確かに納付したと思うので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 10 月 18 日にA市B支所（現在は、A市C区役所）において払い出されたことが確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和 46 年度国民年金印紙検認記録」欄に国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されていることにより、申立人は、同日、同支所において同年 4 月から同年 12 月までの現年度分の国民年金保険料を一括納付していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る国民年金保険料は過年度分の保険料であったことから、現年度分の国民年金保険料と同時にA市B支所において納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付金額、納付方法等の記憶が定かでなく、国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年1月まで

平成元年8月にA市に転居した後、同市B出張所で国民年金の加入手続を行った。しかし、妻には元年7月から2年2月までの国民年金の加入記録があるのに、私には申立期間の国民年金の加入記録が無い。申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付しているはずなので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月にA市に転居した後、同市B出張所において国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人宛に国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張しているが、A市役所が国民年金の未加入期間である申立期間について国民年金保険料の納付書を発行することは考え難く、申立人が主張する納付書に記載された金額は、申立期間の国民年金保険料の額と大きく相違する上、申立人は、A市B出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、同市役所は、「当時、B出張所では国民年金保険料の収納はできなかつた。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金第1号被保険者とされていることを申立ての理由として挙げているが、申立人の妻については、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を再度取

得したことに伴い、申立期間後の平成2年4月頃に国民年金第3号被保険者に該当したとの届出が行われ、その際に申立期間を含む元年7月から2年2月までの期間を国民年金第1号被保険者とする事務処理が行われていることが推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 9 月から 38 年 7 月までの期間、同年 8 月から 39 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 42 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 36 年 9 月から 38 年 7 月まで  
③ 昭和 38 年 8 月から 39 年 5 月まで  
④ 昭和 39 年 6 月から 42 年 5 月まで

私は、国民年金制度が始まるとすぐに国民年金に加入し、国民年金保険料については、保険料額は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、妻の分と一緒に私が A 市役所において納付していた。

また、会社に就職し厚生年金保険に加入した場合でも、国民年金には加入しなければならないと聞き、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、国民年金の未加入とされている期間の年金記録を訂正した上で、厚生年金保険被保険者期間に納付した国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金発足時に申立人の妻と共に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人自身とその妻の分と共に納付していたと主張しており、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 3 月 18 日に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の妻に係る特殊台帳により、申立期間①を含む同年 4 月から 37 年 4 月までの期間に係る申立人の妻の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

しかしながら、前述の記号番号払出簿により、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、一旦、昭和 36 年 3 月 18 日に払い出されたものの、37 年 2 月 27

日に取下げ処理されていることが確認できることから、当該取下げ処理の時点において、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料は未納となっていたこと、及び上記記号番号の取下げ処理に伴い、申立期間①は未加入の記録に訂正されたことがうかがえる上、その後、46年9月10日に申立人に新たな国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるものの、当該払出しの時点において、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、その後の特例納付の実施時期に当該期間の国民年金保険料を一括納付したとの申立人からの主張も無い。

また、申立期間②及び④について、申立人は、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間④についても引き続き国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているところ、当該期間は、前述の当初払い出された国民年金手帳記号番号が取り消されたことに伴い、国民年金の未加入期間となっていたことが推認できるとともに、オンライン記録により、申立人は申立期間②及び④については厚生年金保険の被保険者期間であることが確認でき、制度上、国民年金に加入できない期間である上、国民年金手帳記号番号が2回目に払い出された昭和46年9月10日の時点では、申立期間②及び④も時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間③について、当該期間は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同資格を再取得するまでの期間であり、国民年金保険料を納付するためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うことが必要であるところ、申立人が当該手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない上、国民年金手帳記号番号が2回目に払い出された昭和46年9月10日の時点では、申立期間③も時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

加えて、申立期間①から④のいずれについても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 9 月まで

申立期間については、役所から国民年金保険料の納付通知が送付されてきたので、母が A 郵便局で保険料を納付していた。毎月きちんと納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納になっているはずはない。申立期間の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の記号番号の払出状況から、昭和 62 年 12 月頃に払い出されていることが推認でき、当該時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係るオンライン記録により、申立人の申立期間直後の昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料は、63 年 1 月頃に、過年度納付により納付されていることを踏まえると、申立人は、62 年 12 月に国民年金に加入し、同年 4 月からの国民年金保険料を現年度納付するとともに、加入時点において過年度納付が可能な 60 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付したと考えることが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親に確認したところ、母親が所持する申立人の国民年金加入当時に作成した家計簿において、上記のオンライン記録どおりの期間の国民年金保険料を納付した記載があることを確認した旨の供述が得られており、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 21 日から 3 年 6 月 1 日まで

A社の事業主と月額 50 万円の給与支給の条件で雇用契約を締結し、同社に入社した記憶があるのに、「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が、契約した金額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に入社するに当たり、事業主と月額 50 万円の給与支給の条件で雇用契約を締結し、同社に入社したと申し立てているところ、適用事業所名簿によれば、A社は、平成 3 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる当時の代表取締役等の役員に照会したが、回答が得られないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る標準報酬月額が遡って記録訂正されたなどの不自然な形跡は認められない。

さらに、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額に比べて低い記録となっていることが分かった。申立期間に給与が減額された記憶は無いので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社は、平成 17 年 5 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、元事業主は、「申立人については記憶しているが、個々の従業員の給与の支給額までは記憶していない。会社が倒産した時に当時の賃金台帳等の関係資料は全て管財人に預けたため、保管していない。」と回答しており、当該管財人は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料を保管していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立期間当時の標準報酬月額は、厚生年金保険法第 21 条に基づき、5月から7月までの3か月間に実際に支払われた報酬の総額を3か月で除した平均額により決定される旨定められているところ、申立人が提出した家計簿、当該家計簿から給与振込額を転記したとするメモ及び申立人の供述から判断すると、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできないものの、申立期間の標準報酬月額（20 万円）の算定の基礎となる平成 4 年 5 月から同年 7 月までの期間における各月の給与振込額は、オンライン記録において標準報酬月額が 22 万円として記録されている申立期間後の標準報酬月額の算定の基礎となる 5 年 5 月から同年 7 月までの期間及び 6 年 5 月から同年 7 月までの期間の給与振込額と比較すると相当程度低額であることが認められる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って記録訂正されたなどの不自然な形跡は認められない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 2 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 2 日から 43 年 2 月 1 日まで

年金事務所の記録では、A社B地区C工場に勤務していた申立期間①及びD社E工場に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の脱退手当金を受給したととされているが、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、脱退手当金受付・進達簿により、社会保険事務所（当時）が、申立人の氏名で提出された脱退手当金裁定請求書を昭和 43 年 2 月 16 日付けで受領したことが確認できる上、申立人のA社B地区C工場及びD社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の同年 3 月 19 日に支給されたことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述のD社E工場に係る被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 43 年 2 月 1 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす 12 人（申立人を除く。）の被保険者記録を確認したところ、8 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 6 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間②当時にD社E工場に勤務していた同僚からは、退職の際、会社から脱退手当金についての説明があつ

た旨の供述が得られていることを踏まえると、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性は否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3188 (事案 2472 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いとされているため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正は認められなかった。

会社を退職する際は、月末をもって退職するのが一般的である上、A社を退職する際に同社から渡された書類である「退職後の船員保険について」には「昭和 52 年 9 月 30 日」との記載があることから、同社における退職日は、昭和 52 年 9 月 30 日であると思われるので、今回、新たに上記「退職後の船員保険について」、船員保険に係る「疾病任意継続被保険者制度の新設」及び同年の給与口座取引明細書を提出するので、再度調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 再申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が保管していた船員手帳から、雇止年月日は「昭和 52 年 9 月 23 日」、備考欄には「社命下船、船内雇止」と記載されていることが確認でき、申立期間において申立人が下船していることがうかがえること、ii) A社が保有する申立人に係る「船員履歴カード」により、申立人は、昭和 52 年 9 月 29 日に定年退職していると記載されていることが確認でき、申立期間において申立事業所に勤務していなかったことがうかがえること、iii) 申立期間について、A社は、申立人に係る船員保険料の控除について、関連資料を保管しておらず不明である旨回答しており、船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができないことなどを

理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 15 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、申立人が A 社を退職する際に同社から渡されたとする書類である「退職後の船員保険について」及び船員保険に係る「疾病任意継続被保険者制度の新設」、並びに昭和 52 年の給与口座取引明細書を新たに提出し、これらの資料により、申立期間当時、間違いなく A 社に勤務していたと申し立てているが、i) 「退職後の船員保険について」には、「昭和 52 年 9 月 30 日」の日付が記載されているが、当該日付を退職日とする記載は確認できない上、当該書類には、退職日は明記されていないことなどから判断すると、当該日付は書類の作成日であると推認されること、ii) 船員保険疾病任意継続被保険者名簿において「疾病任意継続被保険者制度の新設」どおりの報酬で同年 9 月 30 日に当該資格を取得していること、iii) 同年の給与口座取引明細書により、申立人が申立期間において給与から船員保険料を控除されていたことを確認することはできないことなどから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、A 社が保管する申立人に係る船員履歴カード及び船員保険疾病任意継続被保険者名簿では、申立人は、船員保険被保険者資格を昭和 52 年 9 月 30 日に喪失していることが確認でき、当該記録は、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで

A社の敷地内にあり、同社の下請事業所であったB社に現場作業員として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同事業所で一緒に勤務していた私の兄の被保険者記録は確認できるとのことなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚及び申立人の兄の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、並びに申立人の兄が「私の弟（申立人）は同級生だった弟の友人と二人で、私を頼ってC地方からD市に来て、B社で見習いの従業員として半年から1年間は勤務していた。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社において社会保険事務を担当していたとする取締役（申立期間当時の事業主の後任事業主の妻）は、「申立期間当時、当社には、『本工』と呼ばれる従業員のほか、見習いの従業員や『臨時工』と呼ばれる従業員がいたが、見習いの従業員や『臨時工』は、社会保険には加入させていなかった。」と回答している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人の兄については憶えているが、弟である申立人に係る記憶は無い。見習いの若い人たちが2人か3人入社してきたが、長くは在籍していなかったと思う。」「私は、会社の創設時から倒産するまでの期間においてB社に勤務していた。申立人の兄から申立人の名前は聞いており、申立人は勤務していたと思うが、長くは在籍していなかったと思う。申立人が厚生年金保険に加入していたのか

否かは分からない。当時、C地方から来た人たちが社長を頼って来ており、『臨時工』として雇用されていたが、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったはずなので、私たち『本工』より給与の手取額は高かった。『臨時工』から『本工』になることは無く、『本工』は最初から『本工』として雇われており、その人数は少なかった。『本工』も2か月の試用期間の後に本採用されていた。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、見習いの従業員や「臨時工」として雇用した従業員については必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿及び申立事業所の元請事業所であったとされるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、両被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、前述の申立事業所に係る被保険者名簿には、申立人の同級生で、申立人が一緒に入社し、同時に退社したとして名前を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、適用事業所名簿によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社の申立期間当時の事業主は既に死亡し、前述の取締役は、「申立人に係る記憶は無く、当時の関連資料も保管していない。」と回答している上、同僚からは、申立人の厚生年金保険の加入状況等についての供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間において勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げる同僚の業務等に係る供述は、申立人が申立事業所で従事していたとする4種の業務内容と符合していること、及び申立人が従事したとする勤務期間の合計は、申立人が申立事業所で勤務を開始したとする申立期間の始期から厚生年金保険被保険者資格を喪失するまでの期間とほぼ一致することなどから判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が記憶する別の同僚は、「申立期間当時、A社においては試用期間があった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、当該同僚は、申立事業所に入社したと供述する日から3年3か月を経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、申立期間当時に総務担当課に所属していたとする同僚は、「臨時雇用の従業員が正社員となるまでに要する期間は、女性従業員であれば3年から4年の期間を要していたかもしれない。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、適用事業所名簿によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の所在も不明で照会することができない上、前述の総務担当課に所属していたとする同僚は、「申立人の厚生年金保険の加入状況は承知していないが、厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除するわけではない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 26 日から 35 年 4 月 22 日まで  
② 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 50 年 10 月 11 日から 53 年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在、C社）に勤務していた申立期間②について、脱退手当金を支給済みとされているが、脱退手当金の請求手続や受給した記憶は無いので、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

また、D社に勤務した期間のうち、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

同社に勤務していた期間は、約2年から3年間だったと記憶しているので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に係る申立人の脱退手当金について、当該脱退手当金の支給額には計算上の誤りが無く、申立期間①及び②に係る最終事業所であるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄に脱退手当金を支給されていることを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年1月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人の前後に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たして

いる同僚9人中、7人に脱退手当金の支給記録があり、うち6人は、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格の喪失後7か月以内に脱退手当金が支給されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求を行ったものと推認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③については、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間③の一部を含む昭和52年9月19日から53年6月30日までの期間においてD社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社が提出した日雇労働者健康保険適用除外承認証により、申立人が申立期間③のうち昭和50年10月11日から51年6月30日までの期間、同年9月21日から52年6月30日までの期間、同年9月19日から53年2月28日までの期間、及び同年4月1日から同年5月1日までの期間において、日雇労働に従事する者として届出が行われていることが確認できる。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和53年7月1日、又は同年7月16日に同資格を喪失している同僚7人のうち、連絡先が確認できる同僚2人は、「勤務期間は分からないが、申立人が季節従業員としてパートで勤務していたことは記憶しており、商品の選別等の業務に従事していた。申立期間③当時、私もパート従業員として勤務していた。」と供述しているところ、前述の被保険者原票において、上記二人の同僚に係る申立期間③当時の厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、上記の同僚のうち一人は、「私は継続して勤務していたが、勤務期間のうち、勤務していたにもかかわらず厚生年金保険に加入させてもらえなかった期間がある。」と供述しているところ、前述の被保険者原票によると、当該同僚の昭和53年7月16日から同年9月18日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、被保険者記録が継続していないことが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、全ての勤務期間について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間③を含む昭和43年4月から平成2年3月までの期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人が申立期間③の直後の昭和 53 年 5 月 1 日にD社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録、及びオンライン記録と一致する。

また、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料をその主張する事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月 7 日から 23 年 5 月 6 日まで  
② 昭和 23 年 7 月 21 日から 24 年 2 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社（現在は、B社）C事業所における被保険者期間は、昭和 22 年 7 月 7 日から 23 年 5 月 6 日までの期間及び 24 年 2 月 1 日から 28 年 4 月 1 日までの期間の 2 回の期間、並びに D 社（現在は、E 社）F 事業所における被保険者期間は、23 年 7 月 21 日から同年 11 月 26 日までの期間と記録されているが、私は、22 年 7 月に D 社 F 事業所に入社し、23 年 5 月までの期間において勤務した後、同年 7 月に G 市に帰郷し、A 社 C 事業所に初めて入社して、同社 C 事業所に継続して約 5 年間勤務した記憶がある。一度退職した事業所に再度勤務することは考えられず、婚姻及び私の長男の出生時期から考えると、私が記憶する両事業所に勤務した期間と厚生年金保険の被保険者記録とでは、事業所名が前後しているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 22 年 7 月から 23 年 5 月までの期間において D 社 F 事業所に勤務していたと申し立てているが、E 社が保管する D 社 F 事業所に係る「作業員<sup>だい</sup>臺帳」によれば、申立人は、「昭和 23 年 7 月 21 日採用、同年 11 月 26 日依願解職」と記録されており、申立人は、申立期間②のうち同年 7 月 21 日から同年 11 月 26 日までの期間において D 社 F 事業所に勤務していたことは確認できるものの、申立期間①において同社 F 事業所に勤務していたことは確認できない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、D社F事業所における厚生年金保険被保険者記号番号が昭和23年7月21日付けで申立人に払い出されていることが確認でき、これらの記録は、D社F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致する。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和23年7月にG市に帰郷し、A社C事業所に入社して、同社に継続して約5年間勤務した記憶があると申し立てているが、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、申立事業所を管轄していた社会保険事務所（当時）の火災により焼失し、復元されたものと推認されることから、上記の復元された被保険者名簿では、申立期間①について、申立人の氏名は確認できないものの、申立人は、申立期間②直後の24年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、28年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、A社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記号番号が22年7月7日付け及び24年2月1日付けの2回において申立人に払い出されていることが確認でき、これらの記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人は、婚姻及び申立人の長男の出生時期から考えると、昭和23年7月にG市に帰郷して、A社F事業所に初めて入社したと主張しているところ、申立人に係る戸籍謄本により、申立人の婚姻時期は24年4月\*日、申立人の長男の出生時期は同年\*月\*日であることが確認できるものの、申立人に係る戸籍の附票において、両申立期間当時の住所地について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料をその主張する事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料をその主張する事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 12 日まで  
② 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 12 月 27 日まで  
③ 昭和 63 年 3 月 27 日から平成 3 年 10 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間における標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額より低い金額で記録されていることが分かった。

昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの期間に係る給料明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、A社が提出した昭和 54 年及び 56 年から 59 年までの期間に係る「船員保険被保険者標準報酬改定通知書」により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、事業主は、申立人の当該期間における標準報酬月額をオンライン記録どおりの額で届け出ていることが確認できる。

また、申立期間③のうち、申立人が提出した昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの期間に係る給料明細書により確認又は推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、当該給料明細書において確認又は推認できる船員保険料控除額に見合う標準報酬月額もオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、A社に係る船員保険被保険者名簿に記載されている昭和 46 年 4 月から 63 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に不自然な訂正が行われた形

跡はうかがえない。

加えて、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書（昭和 63 年 5 月から同年 8 月までの期間を除く。）等の資料は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月17日から46年9月2日まで

「厚生年金受給者便」を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低い額で記録されていることが分かった。

また、A社を昭和46年9月に退職後、厚生年金保険第4種被保険者の加入手続を行い、当該保険料を納付したが、厚生年金保険第4種被保険者として納付した厚生年金保険料額は、7,000円以上であったと記憶しており、当該保険料額は、私が所持する同年8月分の給料支払明細書に記載されている自己負担分の厚生年金保険料額に事業所負担分の厚生年金保険料額を合わせた金額を上回る額であったと思うので、給料支払明細書に記載された厚生年金保険料額よりも高い保険料額が、私の給与から控除されていたと思う。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

申立人が給料支払明細書を所持する昭和36年2月から同年6月までの期間

及び同年8月から46年8月までの期間のうち、36年3月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月、同年12月及び37年1月、同年3月、同年5月、同年12月及び38年1月、同年3月、同年8月、同年10月から39年7月までの期間、40年6月及び同年7月、41年1月、同年12月及び42年1月、同年5月、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から43年2月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、44年12月、45年2月から46年1月までの期間に係る給料支払明細書の給与月額に見合う標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和36年7月については、当該期間に係る給料支払明細書等の資料は所持しておらず、申立事業所に照会しても、「貸金台帳等の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は、A社を昭和46年9月に退職後、厚生年金保険第4種被保険者の加入手続を行い、7,000円以上の厚生年金保険料を納付したと主張しているものの、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険第4種被保険者資格を取得した同年9月の厚生年金保険料額は4,712円と記載されており、申立人の主張とは相違している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで  
② 平成 6 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 28 日まで

年金事務所で標準報酬月額の記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額よりも低い金額で記録されていることが分かった。能率給が加算されていない基本給のみの金額に見合う標準報酬月額が記録されていると思われるので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額がオンライン記録を上回る場合である。

一方、申立期間①のうち、平成 2 年 9 月、3 年 2 月から同年 4 月までの期間、4 年 3 月、同年 5 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月、5 年 3 月から同年 5 月までの期間、同年 7 月、並びに申立期間②のうち、7 年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月、同年 11 月から 8 年 1 月までの期間、同年 4 月及び同年 5 月、同年 9 月、9 年 1 月、同年 3 月、同年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、10 年 1 月から同年 7 月までの期間については、申立人が提出し

た当該期間に係る給料支払明細書により、給与月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和 60 年 5 月から平成 2 年 8 月までの期間、同年 10 月から 3 年 1 月までの期間、同年 5 月から 4 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月、同年 9 月、同年 11 月、5 年 1 月及び同年 2 月、同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月、並びに申立期間②のうち、6 年 10 月から 7 年 3 月までの期間、同年 5 月、同年 8 月、同年 10 月、8 年 2 月及び同年 3 月、同年 6 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、9 年 2 月、同年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月、同年 12 月については、当該期間に係る給料支払明細書の提出が無い上、適用事業所名簿によれば、A 社は 10 年 8 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主は、「私は、社会保険関係の事務手続等に携わっていなかったため詳細は不明であるが、事業所は記録どおりの届出を行ったはずである。申立人の両申立期間に係る賃金台帳及び届出関係の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、「私は申立人と職務内容が同じであり、同程度の給与額を支給されていたと思う。」と供述しているところ、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額についても、当該同僚が記憶する当時の給与支給総額よりも低い金額で記録されていることが確認できる上、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が遡って記録訂正が行われたなどの不自然な形跡は認められない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 50 年 3 月 20 日まで

昭和 44 年 3 月から 50 年 3 月 20 日までの期間において、A 社（法人登記の記録によれば、昭和 44 年 3 月時点の事業所名称は、B 社）で勤務した。健康保険及び雇用保険には加入しており、提出した給与明細書でも、それぞれの保険料が控除されている。

また、「厚生年金保険の期間照会について（回答）」では、A 社は昭和 47 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所に該当したこととなっているが、私は高等学校卒業と同時に入社したので、入社当初から、A 社は厚生年金保険の適用事業所であったと思われる。申立期間において、A 社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した退職金計算書及び給与明細書、申立人が昭和 44 年 3 月に卒業した C 高等学校が提出した卒業証明書、並びに、申立人が、「同時期に同じ高等学校を卒業して、一緒に A 社に入社した。」と供述し、A 社に係る雇用保険被保険者の資格を同年 3 月 25 日に取得したことが確認できる同僚の供述などから判断すると、申立期間において、申立人が、A 社及び同社の関連会社である D 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所台帳等によれば、A 社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、D 社は、申立期間後の平成 3 年 6 月 1 日に、事業名称変更後の E 社として初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、申立期間当時の資料は保存していない旨回答しているが、申立期間当時から現在までの期間において同社の事業主であり、法人登記の記録において、D社設立時の代表者であることが確認できる者は、「A社は、会社として厚生年金保険には加入していなかった。一時期、厚生年金保険に加入する話があったが、保険料の半額負担などについて、従業員から反対があり、結局、加入しなかった。D社も厚生年金保険には加入していなかった。両事業所において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することも、絶対にしていない。」と供述している。

さらに、上記の事業主にはA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、オンライン記録において、申立期間については、国民年金保険料の納付記録が確認できる上、申立人が同学年の同僚として名前を挙げた二人についても、同社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる一方、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚のうち一人には、国民年金保険料の納付記録が確認でき、残る一人は、「A社は厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している。

加えて、申立期間のうち、申立人が給与明細書を提出している昭和44年4月から同年10月までの期間に係る給与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立期間の全期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、社会保険事務所（当時）から交付された「厚生年金保険の期間照会について（回答）」において、「F事業所は、社会保険適用事業所としては昭和47年12月1日からの適用のため、それ以前は厚生年金の加入はありません。」との回答を受けていることが確認できるが、申立事業所であるA社は、前述のとおり、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない一方、申立てに係る事業所ではないが、事業所所在地が近接し、事業所名称が類似する、昭和47年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したこととなっているG社について、同社を管轄する社会保険事務局（当時）からの回答を社会保険事務所が得ていることが確認できることから判断すると、社会保険事務所は、当該社会保険事務局からの回答に基づいて、前述の「厚生年金保険の期間照会について（回答）」を申立人に対して交付し、申立てに係る事業所ではないG社についての内容を回答しているものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 15 日から 11 年 1 月 1 日まで

A社には平成 8 年 3 月 11 日から入社しており、同年 4 月 25 日から給与が振り込まれたことが確認できる普通預金通帳の写しがある。また、説明を受けた者に係る具体的な記憶は無いが、入社に当たり、厚生年金保険料、健康保険料、失業保険料を給与から控除する旨口頭で伝えられた際のメモ紙を持っているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与振込明細書により、申立期間を含む平成 8 年 3 月 25 日から 11 年 6 月 25 日までの期間において、A社から給与が振り込まれていたことが確認できることなどから判断すると、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「保存期限が経過したため当時の資料等は廃棄しているが、当時、当社が社会保険事務手続等を依頼していた社会保険労務士事務所が保管していた被保険者台帳の記録により、申立人については、社会保険事務所（当時）の記録と同じ、平成 11 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録しか確認できず、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届は行っておらず、厚生年金保険料は控除も納付もしていない。」と回答しており、当該被保険者台帳の記録は、申立人に係るオンライン記録による厚生年金保険の被保険者記録と一致するとともに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録とも符合する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 7 人は、「申立期間当時、

厚生年金保険に加入していないパート従業員が多数勤務していた。」と供述している上、そのうちの1人は、「申立人が勤務していたB社の社員食堂には、当時、10人前後の従業員が勤務していたが、正社員は2人から3人だけで、申立人は、勤務開始時はパート従業員として勤務しており、その後正社員になった。パート従業員は、正社員と異なり、決められた時間だけ勤務していたので、厚生年金保険には加入していなかったはずだ。」と供述している。

さらに、雇用保険の被保険者記録において、複数の同僚の申立事業所に係る被保険者記録は、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人がA社に入社時に口頭で告知されたと主張している厚生年金保険料額、健康保険料額は、申立期間始期当時の標準報酬月額28万円に見合う保険料額と一致するものの、雇用保険料額から算出される報酬月額に見合う標準報酬月額は38万円であり、両標準報酬月額は一致せず、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した平成11年1月1日の標準報酬月額26万円とも一致しない上、申立人が告知されたとする上記各保険料額が記載されていると主張しているメモ紙の作成時期も確認することはできない。

## 福岡厚生年金 事案 3204（事案 605 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 1 日から 36 年 4 月 30 日まで

A社に勤務していた期間について、年金記録確認第三者委員会に厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めたところ、記録の訂正が認められなかった。

今回、高等学校卒業と同時にB社（現在は、C社）で勤務を開始し、間もなくしてからD社E工場で2か月間の研修を受講し、その後、A社に出向したような記憶を思い出したので、申立事業所をB社として、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社を申立事業所とする前回の申立てについては、申立期間において、申立人が勤務していたと主張している同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、当時の事業主が既に死亡し、事務担当者とも連絡がとれず、当時の事情について聴取することができないなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 16 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社に在籍してA社に出向していたことを思い出したとして再申立てを行っているが、C社は、「保管している被保険者台帳並びに昭和 34 年及び 35 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届では、申立期間において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が記載されておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は申立人のことを記憶していないなど、申立人の同社における在籍及び勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、F高等学校（現在は、G高等学校）在学中に申立事業所から採用内定を受けた旨主張しているところ、G高等学校は、F高等学校の卒業等の記録は保管されていないと回答していることから、申立人の就職先について確認することはできない。

さらに、申立人は、申立事業所に在籍中にD社E工場で2か月間の研修を受講した旨主張しているところ、A社の同僚によれば、同様の研修はA社に在籍した者についても行われていたと供述していることから、当該研修をもって、申立人がB社に在籍していたことを推認することもできない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業所の回答、同僚の供述及び厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、B社の事業主は、申立事業所のほかに複数の事業所を経営していたことが推認されることから、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった複数の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は無い上、そのほかの関連事業所については、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から 47 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 8 月 31 日まで

A事業所（首都圏所在）に勤務していた申立期間①、及びB社（首都圏所在）に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所に係る雇用保険の被保険者記録があり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は昭和 44 年 1 月 14 日にC社に係る雇用保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所であるA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①について、適用事業所名簿等によれば、C社及びA事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社及びA事業所については法人登記の記録も確認できないほか、申立人が名前を挙げた当時の事業主については、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、照会することができない。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、照会することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は昭和

47年9月1日にB社に係る雇用保険被保険者の資格を取得し、49年8月25日に離職していることが確認できることから、申立人は当該期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間②について、適用事業所名簿等によれば、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所については法人登記の記録も確認できないほか、申立人は事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、照会することができないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立事業所と事業所名が類似しているD社は、「当社はスポーツ系の学校を経営しており、店舗経営との関連は無い。」と回答しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年春頃から 36 年 12 月末まで  
② 昭和 37 年春頃から 41 年 4 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）の下請事業所であった C 社に勤務していた申立期間①、D 社の下請事業所であった E 社又は F 社に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時、両事業所の現場作業所で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

なお、E 社及び F 社は、事業主が同じであった。

## 第3 委員会の判断の理由

1 適用事業所名簿等によると、C 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、C 社の取引先であったとする B 社は、「過去に、C 社という名称の下請事業所があったが、詳細は不明であり、下請事業所の従業員に係る厚生年金保険の加入等に係る取扱いについても分からない。」と回答している。

また、C 社の事業主の関係者は、「C 社の当時の事業主は既に死亡しているが、当時、A 社から支給された賃金を C 社の事業主が従業員に渡していた。賃金は日割りで計算しており、従業員は日雇のような雇用形態だったので、C 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったのかもしれない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚について、C 社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、連絡先が不明であり、供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

2 申立人の申立期間②におけるE社及びF社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、適用事業所名簿等によれば、E社及びF社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は連絡先が不明のために照会することができない。

さらに、E及びF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「私は昭和40年2月にF社に入社したが、申立人はその後に入社したように記憶している。」、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、一定の試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入しなかったと思う。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚14人のうち、7人については同姓同名又は同姓の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残りの7人については被保険者記録が確認できないことから、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和41年4月1日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、F社については、適用事業所名簿等によれば、昭和38年10月16日に適用事業所に該当しているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間②における被保険者記録は確認できない上、同日以降の健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 25 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 25 日から現在までA社（現在は、B社）に勤務しているが、勤務の開始時期に当たる申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間においても勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の持株会社であるC社が保管する個人台帳（人事記録）の記録、及びA社の関連事業所であったD社（現在は、B社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、D社において、昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 6 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により同日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認できるA社において、同日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、前記の複数の同僚のうち、管理職であったとする一人は、「A社が設立された昭和 52 年 5 月から同年 11 月までの期間は、同社の社員は申立人を含めて3人であり、準備期間中で実質稼働はしていなかった。」と供述しているところ、前述2社の被保険者名簿によれば、申立人とほぼ同じ頃にA社で勤務

を開始したとして申立人が名前を挙げた同僚二人は、申立人と同様に昭和 52 年 12 月 1 日に D 社において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、53 年 6 月 1 日に同資格を喪失するとともに、A 社において、同日に被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、申立期間直後の 52 年 12 月 1 日から 53 年 6 月 1 日までの期間について、A 社は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、厚生年金保険の適用事業所に該当していた同社の関連事業所であった D 社において、A 社の従業員を包括的に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、前述の D 社に係る被保険者名簿により、申立人及び申立人が名前を挙げた上記の同僚二人について、それぞれが供述する A 社で勤務を開始したとする時期と D 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期が一致していないことが確認できるところ、上記被保険者名簿により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、A 社に係る被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない複数の者に聴取したところ、D 社には試用期間があったとする供述が得られるとともに、入社時期を記憶している複数の者は、勤務の開始時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していないことが確認できることから判断すると、当時、同社では、従業員について必ずしも勤務を開始すると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえるとともに、同社の関連事業所の従業員についても勤務を開始すると同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、C 社は、「申立期間当時に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答している上、前述の複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について具体的な供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 4 日から 53 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 58 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

A病院（現在は、B病院）に看護婦として勤務していた昭和 50 年 6 月 16 日から 54 年 4 月 13 日までの期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、C病院（現在は、D病院）にパートの看護婦として勤務していた昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 3 月 31 日までの期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

いずれの申立期間とも両病院に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A病院を途中で退職した<sup>おぼ</sup>憶えは無く、継続して勤務していた。」と申し立てているものの、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、昭和 50 年 6 月 16 日にA病院に係る雇用保険被保険者の資格を取得し、52 年 12 月 3 日に離職した後、53 年 3 月 1 日に同資格を再度取得し、54 年 4 月 13 日に離職していることが確認できるところ、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録と符合している。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、昭和 52 年 12 月 3 日の離職に伴い、申立人に離職票が交付されていることが確認でき、申立人の申立期間①における勤務実態を推認することができない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人について記憶している。当時、私はA病院の事務長として社会保険事務を担当していた。申立人の雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録が符合しているということは、一度退職し、その後、再雇用されたのだらうと思う。同病院では社会保険の手続は適正に行っていたはずである。」と供述し、B病院は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している上、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間①の勤務実態等に係る供述を得ることができず、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

なお、申立人は、「当時、私の長女をE保育園に預けて勤務していた。子供が保育園に入園していたことは、私が継続して勤務していた証拠である。」と申し立てているものの、E保育園の当時の職員は、「申立人の長女は当時病気にかかり、医師の登園許可が出るまでの期間において欠席してもらっていたが、2歳の卒園を待たずに退所した。」と供述し、同園が保管している保育台帳には、昭和52年10月26日から罹患<sup>りかん</sup>している旨の記載があり、当該台帳により、申立人の長女は53年2月28日に退所していることが確認できる。

- 2 申立期間②及び③については、D病院が保管する申立人に係る職員名簿によると、申立人の退職した日付の記載が無いものの、「昭和57年11月1日2号嘱託（勤務時間を定めて雇用する看護婦）に採用する」と記載されており、申立人は、昭和57年11月1日からC病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間②については、C病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及び③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、それぞれ、「私は昭和57年10月からC病院に勤務しているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は58年2月1日である。」、「一般的には臨時雇用の期間が2か月間あり、本採用になってから厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、複数の同僚について、それぞれが供述する勤務の開始時期が、前述の被保険者名簿から確認できる被保険者資格の取得日と一致していないことが確認できることから判断すると、当時、C病院では、従業員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間③については、申立人は、「C病院を月途中で退職した<sup>おぼ</sup>憶えは無く、継続して勤務していた。」と申し立てているものの、前述の

被保険者名簿から、申立期間②及び③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、それぞれ、「当時の厚生年金保険の加入状況については分からないが、職員は必ずしも月末退職ではなかった。」、「退職日については、当直の関係もあり、有給休暇を消化させてもらえたが、必ずしも月末が退職日にはならないと思う。」、「退職日は、パート職員については分からないが、正職員については有給休暇を消化した後に退職していた。」、「退職日は希望日であった。」と供述していることから判断すると、当時、C病院では、従業員について必ずしも月末付けの退職とする取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D病院が保管する「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得及び標準報酬決定通知書」、並びに労働関係法人厚生年金基金が保管する「加入員台帳」、「厚生年金基金加入員資格喪失届」及び「厚生年金基金加入員番号払出簿」によれば、申立人は、昭和 58 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格及び厚生年金基金の加入員資格を取得し、同年 3 月 24 日に両資格を喪失していることが確認でき、当該記録は、前述の被保険者名簿の記録及びオンライン記録とも一致している。

加えて、D病院では、「当病院が保管している資料以上のことは分からない。」と回答している上、前述の同僚からも、申立人の申立期間②及び③の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等に係る供述を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

- 3 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。